

いきいき人生



ねえねえ
ちよつと



絵・白井 裕子

適切な補償を受けて

脳の一部が傷つき、記憶力、注意力の低下や性格の変化が起きる「高次脳機能障害」。自賠責保険に認定する仕組みがなかった二〇〇一年以前は、交通事故被害が原因の患者でも十分な補償を受けられない事例が多かった。最近、そうした患者が手続きをやり直し、適切な補償を受けられるケースが出ている。(白井康彦)

岐阜県各務原市の上村定志さん(三〇)は、交通事故被害による高次脳機能障害の患者だが、本人も周囲もその認識が二年前までなかった。

事故が起きたのは一九九二年。上村さんが後部座席に乗車していたオートバイが交差点を青信号で右折したとき、直進してきた乗用車と衝突。上村さんは、頭蓋骨折や脳挫傷を負い、十七日間は意識不明だった。

病院での治療で徐々に回復。翌年には飲食店に就職できたが、長くは勤められなかった。上村さんは「指示されたことは忘れるし、テーブル番号も覚えられない。いつも怒られていた」と振り返る。自宅でも理由なく怒ることが増え、家族との関係が険悪になった。

補償交渉は、加害者側

交通事故が原因 高次脳機能障害

の損害保険会社の言いなり状態。自賠責保険の後遺障害の認定は十二級だった。働く能力はあるという水準。上村さんは「交渉は示談金の五百万円をもらうことで終わった」と説明する。

その後、結婚して子どもも生まれたものの、仕事には就けず、今も「主夫」を続けている。

「高次脳機能障害ではないか」と考えだしたのは二〇一〇年。岐阜県内の病院で頭部の画像検査や神経心理学検査などを受け、ほぼ間違いないと判断された。

補償手続きについてはどうすればいいかわからず、インターネットでさまざまな検索。行政書士の藤井秀幸さんの滋賀県野洲市の事務所を探し出し、藤井さんに代行してもらって自賠責保険の手続きをやり直した。

病院の診断書や検査画像などの書類を提出するなどし、昨年九月末に後遺障害五級と認定された。高次脳機能障害であることが認められ「終身にわたり極めて軽易な労務しかできない」という重度の水準に変わった。自賠責の保険金は二千七

白賠責で手続きやり直し



適切な補償を得るための手続きを書類を見ながら振り返る上村定志さんと行政書士の藤井秀幸さん＝岐阜県各務原市で

百万円が支払われた。今後は、加害者が加入していた任意の自動車保

示談後でも可能な場合も

藤井さんは、愛知県や滋賀県などの交通事故被害者の相談に乗る「N.P.」のやり直しで補償が大幅に上積みされること

の損害保険会社に対する交渉を進める考え。藤井さんに紹介された関東地方の弁護士に準備作業をしてもらっている。上村さんは「何事も明るく考えられるようになった」と今の心境を話す。

情報ボード

プログラムの顧問。同。思い当たる人は相談団体に、患者やその家族を」と話す。相談受け向に「高次脳機能障害」の電話番号は050(1477)2087。

くらし調査隊
納得でき
ない! 052(221)0999
電話受付: 平日午前10時~午後1時
chousa@chunichi.co.jp
FAX 052(222)5284

来て見て見れてお詫言した